許可を受けないで建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準

令和６年４月１日伺定
令和８年１月５日改正
令和８年11月５日改正

一　趣旨

本基準は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）による不正行為等について、新潟県知事（以下「知事」という。）が指導又は監督を行う場合の統一的な基準を定めることにより、無許可業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二　無許可業者に対しても適用される法の規定

無許可業者に対しても適用される法の主な規定は、以下のとおりである。

１　知事による指示処分及び営業停止処分（法第28条第２項・第３項）

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、又は請負契約に関して著しく不誠実な行為（悪質、重大な手抜き工事や契約不履行等）があった場合には、当該建設工事が施工されている区域を管轄する知事が当該無許可業者に対して指示処分又は営業停止処分を行うことができることとされている。

２　利害関係人による知事に対する措置要求（法第30条第２項）

無許可業者に、上記１に該当する事実があった場合、利害関係人は当該建設工事が施工されている区域を管轄する知事に対し、その事実を申告し、適切な措置を取るべきことを求めることができることとされている。

３　知事による報告徴収及び立入検査（法第31条）

知事は、特に必要があると認めるときは、許可の有無に関わらず、県内で建設業を営む者から報告を徴収し、その職員に立入検査を行わせることができることとされている。

４　公正な請負契約の締結義務、請負契約の書面締結義務等（法第18条・第19条）

請負契約の当事者は、請負契約の締結に当たっては、各々の対等な立場にお

ける合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行し、また、当該契約は工事内容や請負代金の額等、法律で定められた事項を記載した書面に署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされている。

５　建設工事紛争審査会による紛争解決（法第25条等）

建設工事の請負契約に関して紛争がある場合には、国土交通省及び各都道府県に設置されている建設工事紛争審査会に対し、あっせん、調停、仲裁を求めることができることとされている。

三　無許可業者に対する処分の考え方

１　法第28条第２項に基づく指示処分又は同条第３項に基づく営業停止処分を行う場合

（１）公衆危害

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転死傷処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、７日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、７日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

（２）契約締結の過程に関する法令違反

①　刑法違反（詐欺罪）

イ　代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、１年間の営業停止処分を行うこととする。

ロ　代表権のない役員等又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第３条で定める使用人（以下単に「使用人」という。）が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

ハ　イ又はロ以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 特定商取引に関する法律違反

イ　役員等又は使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ　特定商取引に関する法律第７条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第８条第１項（訪問販売）、第15条第１項（通信販売）、第23条第１項（電話勧誘販売）、第39条第１項（連鎖販売取引）、第47条第１項（特定継続的役務提供）又は第57条第１項（業務提供誘引販売取引）等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

（３）軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

法第３条第１項及び法施行令第１条の２第１項の規定に違反し、無許可で工事１件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあっては、請負代金の額が1,500万円以上かつ延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合については、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第２項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負った場合については、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

（４）粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、７日以上の営業停止処分を行うこととする。

（５）処分内容の公表

なお、建設業者については、営業停止処分をしたときは、法第29条の５の規定に基づき、その旨を公告することとされており、指示処分についても、その内容等を記した建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供することとされていることを踏まえ、無許可業者に関する処分についても、これを適切に開示するよう努めることとする。

また、工事について技術的観点から確認を行う場合には、必要に応じて

建築士会等の協力を得ることとする。

２　法第41条第１項に基づく指導を行う場合

上記三１及び下記３には該当しないものの、工事の技術的観点や請負金額に照らして意味の乏しい施工を繰り返すなど、建設業を営む者として不適切と認める場合については、機動的に法第41条第１項に基づく必要な指導、助言及び勧告を行うよう努めることとする。

３　その他

許可を受けないで建設業を営んだ場合や正当な理由がないのに契約を分割した場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等、建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な適用に努めることとする。

四　施行期日等

１　この基準は、令和８年11月５日から施行する。

２　この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお、従前の例による。